

	該当項目等	質問事項	回答
1	益城町つどいの広場事業運営業務委託仕様書 8 施設のスタッフ配置について	1, つどいの広場事業において職員の配置にボランティアスタッフも可能とありますが、保育士資格のない人との理解が良いのでしょうか。その場合有償ボランティアの想定との考えでよろしいでしょうか。	施設のスタッフ配置については、本仕様書の「8 施設のスタッフ配置について」及び厚生労働省の地域子育て支援拠点事業実施要綱(平成26年5月29日雇児発0529第18号)の「4(2)③実施方法」を参照していただきたい。 子育てアドバイザーを2名以上(非常勤可)配置出来ない場合は、2名(必須)のうち1名をボランティアスタッフの配置も可としているが、事業の実施に支障がない場合はお見込みのとおり保育士等の資格を持たない者でも構わない。 なお、有償ボランティア・無償ボランティアの区分については、受託者の判断として構わない。
2	益城町つどいの広場事業及び益城町ファミリー・サポート・センター事業運営受託団体募集要領(公募型プロポーザル) 4 委託料 益城町ファミリー・サポート・センター事業運営業務委託仕様書 8 会員講習会、交流会等について	2, ファミリー・サポート・センター事業において会員が600人あるいは1,000人に増員があった場合の委託料アップの件と24時間講習実施において36万円のアップと示されていますが、双方どのタイミングで増額されるのでしょうか。24時間講習においては計画実施しても参加者が24時間全て参加できない場合もあります。結果新しい協力会員が増えないことも考えられます。そのことについてはどのようにお考えでしょうか。	会員の増員に係る増額については、前年度の会員数の実績に応じて委託料を増額する。ただし、年度途中で会員数の増加が見込める場合は、町と受託者で協議のうえ増額する。 24時間講習実施に係る増額については、毎年度当初に事業計画書を作成する際の24時間講習実施の計画により増額する。ただし、当該年度の事業報告で24時間講習が実施が出来ない場合は、講習に係る差額分を返還していただくこととなる。 なお、本事業に当たっては益城町つどいの広場事業及び益城町ファミリー・サポート・センター事業運営受託団体募集要領(公募型プロポーザル)「16 留意事項」にもあるとおり2022年度町議会定例会において本事業に係る2023年度当初予算の可決成立を条件とする。2024年度、2025年度についても同様とおとする。 また、ファミリー・サポート・センター事業の援助を行う会員の講習については、本仕様書[8 会員講習会、交流会等について]及び厚生労働省の子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)実施要綱(平成26年5月29日雇児発0529第17号)の「3(1)④ケ援助を行う会員への講習の実施」を参照していただきたい。 新しい協力会員を増やすために、受講しやすい日時の設定、複数年度に渡る受講等の取組を行っていただきたい。
3	益城町つどいの広場事業運営業務委託仕様書 13 その他 益城町ファミリー・サポート・センター事業運営業務委託仕様書 14 その他	3, 警備料を委託料から支払うになっていますが、非常事態が発生し警備会社から駆け付けがあった場合、加算があると思いますが、その費用はどのようにお考えでしょうか。	施設管理に係る責任の所在について、益城町つどいの広場事業運営業務委託仕様書[9 利用者の安全確保について][10 施設、設備及び備品等の管理について]及び益城町ファミリー・サポート・センター事業運営業務委託仕様書[10 利用者の安全確保について][11 施設、設備及び備品等の管理について]を参照していただきたい。 契約者は益城町になるため、発生する業務、責任は原則町に帰属すると考えれる。また、受託者の責任については、受託者の過失により起こった侵入等の損害や損失等を想定しているため、非常事態が発生した場合の警備会社からの駆け付けがあった場合の加算については想定していない。